第四号の三様式記載上の注意⑹b中「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号。以下この⑹において「改正府令」という。）第5条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則第93条若しくは附則第4条の規定又は改正府令附則第6条第2項若しくは第3項の規定」を「四半期連結財務諸表規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条又は四半期連結財務諸表規則附則第4条第1項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法」に改め、同記載上の注意⑹c及び⑽g中「第七章」の次に「及び第八章」を加える。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第八条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「同令」を「連結財務諸表規則」に改め、「提出する場合」の下に「及び米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合」を加え、第二十一条第一項中「特定会社」の下に「及び米国式連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社」を加える。

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第九条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十二年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「平成二十八年三月三十一日までに終了する事業年度における」を「当分の間、」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年八月三十一日　　内閣総理大臣　菅　**直人**

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

第一条　食品衛生法（以下「法」という。）第十九条第一項の規定により、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

一　マーガリン

二　酒精飲料（酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料（溶解して酒精分一容量パーセント以上を含有する飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。）

三　清涼飲料水

四　食肉製品

五　魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類

六　シアン化合物を含有する豆類

七　冷凍食品（製造し、又は加工した食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品、魚肉練り製品、ゆでだこ及びゆでがにを除く。以下同じ。）及び切り身又はむき身にした鮮魚介類（生かきを除く。以下同じ。）を凍結させたものであって、容器包装に入れられたものに限る。）

八　放射線照射食品

九　容器包装詰加圧加熱殺菌食品

十　鶏の卵

十一　容器包装に入れられた食品（前各号に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの

イ　食肉、生かき、生めん類（ゆでめん類を含む。）、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの（凍結させたものを除く。）及びゆでがに

ロ　加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの

ハ　あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご

十二　別表第一の上欄に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品（当該加工食品を原材料とするものを含む。）

十三　特定保健用食品（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項の許可又は同法第二十九条第一項の承認（以下「許可又は承認」という。）を受けて、食生活において特定の保健の目的で摂取をする者に対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品をいう。以下同じ。）及び栄養機能食品（食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとして内閣総理大臣が定める基準に従い当該栄養成分の機能の表示をするもの（健康増進法第二十六条第六項に規定する特別用途食品及び生鮮食品（鶏卵を除く。）を除く。）をいう。以下同じ。）（以下「保健機能食品」という。）

十四　添加物

前項に定める食品又は添加物であって販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条まで、第十六条及び第十九条において同じ。）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に記載しなければならない。

一　名称（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）別表第一に掲げる添加物（別表第二に掲げるものを除く。）にあっては、規則別表第一に掲げる名称に限る。）

二　定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい食品又は添加物にあっては消費期限（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日及びその他の食品又は添加物にあっては賞味期限（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日

三　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地。以下同じ。）及び製造者又は加工者（輸入品にあっては、輸入業者。以下同じ。）の氏名（法人にあっては、その名称。第八条及び第十条において同じ。）

四　製剤である添加物にあっては、その成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及びそれぞれの重量パーセント（その成分がビタミンAの誘導体である場合は、ビタミンAとしての重量パーセント）

五　添加物（栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤（食品の加工の際に添加される物であって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。）及びキャリーオーバー（食品の原材料の製造又は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されない物であって、当該食品中には当該物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。）を除く。以下この号において同じ。）であって別表第三の中欄に掲げる物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物を含む旨及び同表当該下欄に掲げる表示並びにその他の添加物を含む食品にあっては当該添加物を含む旨